

木造福祉仮設住宅(福祉住宅) 利活用 家賃算定(案)

① 木造仮設住宅の利活用について

- ・応急仮設住宅としての供与期間終了後、熊本県より無償譲渡される1団地6戸の木造福祉仮設住宅を、町単独の福祉住宅として利活用する。
 - ・第6次益城町総合計画「2.4 障害者等 福祉の推進」:ノーマライゼーションの理念に基づき、障害福祉サービスの充実に取り組む。
- この基本方針に沿った取り組みとなる。
- ・入居世帯の収入に応じて家賃を算定する。
 - ・住戸専用床面積 37㎡(間取り:2DK)
 - ・位置図、外構図(配置図)、平面図については、別添参照

② 家賃算定(案)

(単位:円)

区分	政令月収	基準額	立地係数	規模係数	経過年数係数	利便性係数	算定家賃
1	0~104,000円	34,400	0.75	0.5692	0.9739	0.88	12,500
2	104,001~123,000円	39,700	0.75	0.5692	0.9739	0.88	14,500
3	123,001~139,000円	45,400	0.75	0.5692	0.9739	0.88	16,600
4	139,001~158,000円	51,200	0.75	0.5692	0.9739	0.88	18,700
5	158,001~186,000円	58,500	0.75	0.5692	0.9739	0.88	21,400
6	186,001~214,000円	67,500	0.75	0.5692	0.9739	0.88	24,600
7	214,001~259,000円	79,000	0.75	0.5692	0.9739	0.88	28,900
8	259,001円~	91,100	0.75	0.5692	0.9739	0.88	33,300

③ 各係数について

・立地係数:益城町一円 0.75	公営住宅法施行令に基づく 係数
・規模係数:住戸専用床面積37㎡/65㎡	
・経過年数係数:建設後3年経過 (1-減算係数×建築経過年数) 減算係数:0.0087	
・利便性係数:仮設住宅なので、備品や壁などの性能が一般の公営住宅よりも劣っていることを考慮し、町営住宅 広崎団地(利便性係数:0.98)-10%=0.88とした。	

※利便性係数とは、事業主体が、公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.5~1.3の範囲内で定める数値(公営住宅法施行令第二条第一項第四号)